

世田谷区 児童相談所設置・運営計画 — 第2次更新計画 —

第1部（児童相談所業務編）

（案）

この計画案は現時点での検討状況をまとめたものであり、今後の更新で変更する可能性がある。

平成30年7月

世田谷区

はじめに
～みんなで子どもを守るまち・せたがやを目指して～

○これまでの経緯

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、社会情勢とともに目まぐるしく変化しています。こうした変化に対応するため、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」の制定など国による児童虐待防止の取り組みが進められるとともに、世田谷区においても、地域と力を合わせ、児童虐待の発生予防や、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立などの施策を展開してきました。

一方、東京都においては、都の児童相談所と、特別区の子ども家庭支援センターの両機関が連携した児童相談行政が展開されてきましたが、児童虐待相談対応件数の増加が続く中、都区の二元的な運用体制の下で生じる、情報共有をはじめとした様々な問題が指摘され、その解消が喫緊の課題となっていました。

こうした背景の下、平成18年の都区合意事項からはじまった「都区のあり方検討委員会」において、児童相談所は、区に移管する方向で検討する事務のひとつとされました。以来、特別区は、妊娠から出産、保育、幼児教育、学校教育まで責任を持つ区による一元的な児童相談行政の運営が必要であるとの認識から、その実現に向けて都との協議に臨んできました。その後、特別区長会の要望を受け、平成28年の児童福祉法の改正において、平成29年4月より特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることが明記され、ようやく移管が具体化されるに至りました。

○児童相談所の設置・運営計画の更新

平成28年の児童福祉法の改正では、昭和22年の制定時以来の理念規定が見直され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られ、それらを保障される権利を有することなどが明確にされました。特別区の児童相談所の設置は、こうした法の理念の実現に必要な手段の一環として定められたものであり、法の新たな理念の実現に向けた、戦後から続く児童福祉のあり方を大きく前進させる、大きな挑戦であると言えます。

世田谷区は、こうした法改正の趣旨等を踏まえ、早期の児童相談所の移管が子どもの最善の利益のために必要であると判断し、平成28年度において、平成32年4月以降早期の児童相談所の移管を目標とする「児童相談所設置計画」を策定し、準備を進めてきました。そして、平成29年度においては、二元的な体制における課題の解消とともに、子どもを見守り、子育て家庭を応援する仕組みを一層充実させるための方策について、関係機関や学識経験者の皆様にご議論をいただき、その結果、これまで区が培ってきた地域との顔の見える関係を最大限に活かした、児童相談行政の再構築が提言されたところです。

こうした各方面におけるご議論やご提言と、実務面での検討状況を取りまとめ、平成28年策定の児童相談所設置計画に大幅な修正を加え、平成30年5月に「児童相談所設置・運営計画（第一次更新計画）」として整理を行いました。

また、児童相談所や一時保護所、児童相談所設置市事務の運営の検討とともに、児童相談所の開設にあたり必要となる人員数や経費等の算定作業を行い、今般、これらの算定作業の結果が取りまとめられたことから、その結果を踏まえ、児童相談所設置・運営計画案の更新（第二次更新）として、さらに整理を行いました。

○今後に向けて

区はこれまで、児童相談所の移管に向け、子ども家庭支援センターと一体となった、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目標として掲げてきました。

「児童相談所設置・運営計画（第一次更新計画）」においては、目標をより具体的に、かつ児童福祉法の新たな理念の体現を目指すものであることを明らかにするため、児童虐待などの深刻な問題を未然に防ぐ「予防型の児童相談行政の構築」により、“みんなで子どもを守るまち・せたがや”の実現を目指すことを、改めて決めました。

そして、今般の「児童相談所設置・運営計画案の更新（第二次更新）」により、今後に向け、移管の準備作業が一層加速されることとなりますが、準備を進めていくにあたっては、関係機関や区民のみなさんを交え、さらに詳細な議論が必要となります。これらの議論や協議を踏まえ、区の子ども施策がよりよいものとなるよう検討を重ね、本計画をさらに更新することにより、その状況をお示ししてまいります。

当区の児童相談所開設に向けた取組みは、今後続く特別区の児童相談所設置や、全国の児童相談行政のあり方に大きな影響を与えるものであるとともに、世田谷区の子どもたちの将来に対する重大な責任を負うものであります。こうしたことを十分に踏まえ、全力で開設に向けて取り組んでまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

内容

第1章 計画について	11
1 計画の位置づけ	11
2 計画の更新（第二次更新）の趣意	11
3 今後の検討の反映	12
4 本計画の計画期間	13
5 実務提要	13
第2章 基本方針	14
1 基本方針	14
2 実現の方策	14
3 スケジュール（予定）	14
第3章 児童相談所移管後の児童相談行政	15
1 子ども家庭支援センターの位置づけ	15
2 児童相談所の基本的な機能	15
3 子ども家庭支援センターと児童相談所の役割分担	17
(1) それぞれの専門性を活かした役割分担	17
(2) 代替養育、パーマネンシー保障に関する業務の役割分担	17
4 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用	17
(1) 区が目指す「一元的な運用」の姿	17
(2) 「一元的な運用」の実現のための方策	19
(3) その他	20
5 区が目指す新たな子育て支援体制の整備	20
6 治療指導（心理・医学的支援）の実施	21
(1) 現状と背景	21
(2) 区で実施する治療指導（心理・医学的支援）	22
(3) その他	22
7 世田谷版ネウボラの実践と連携	24
(1) 基本的な考え方	24
(2) 母子保健システムとの連携	24
(3) パーマネンシー保障との連携	26
8 地域・関係機関との連携	26
(1) 基本的な考え方	26
(2) 医療機関との協力・連携	27
(3) 保育施設	28

(4) 児童委員	28
(5) 幼稚園・学校	29
(6) 地域における子育て支援の強化	29
第4章 虐待通告への対応	30
1 ケースの取扱い（主担当の移行の考え方）	30
(1) 基本的な考え方	30
(2) ケースの担当の基本ルール	30
2 ケース検討会議	31
3 虐待通告窓口	31
(1) 基本的な考え方	31
(2) 区における通告窓口の体制	32
(3) 警察からの身柄付き通告・書類通告	34
4 夜間休日対応について	34
(1) 基本的な考え方	34
(2) 夜間・休日の定義	34
(3) 夜間・休日の警察からの身柄付き通告への対応	34
(4) その他の夜間・休日の電話による児童虐待通告の受理体制	34
第5章 児童相談所システム	36
1 基本的な考え方	36
2 開発手法	36
3 システムで処理する業務の範囲	36
4 設置場所及び利用機器	36
5 システム使用・閲覧者	36
6 区データとの連携	36
7 子ども家庭相談支援システム等との連携	37
8 セキュリティ対策等	37
9 スケジュール（予定）	37
10 構築・運用の委託	38
(1) 委託業務の範囲	38
(2) 構築委託の内容	38
第6章 児童相談所の整備	39
1 基本的な考え方	39
2 整備場所	39
3 備える機能の要件	39
4 整備計画（基本構想）の概要	40

(1) 施設（総合福祉センター）概況	40
(2) 施設設計の共通配慮事項	41
(3) 工事内容	41
(4) 建物内動線	41
5 施設全体の管理体制	42
6 スケジュール（予定）	42
第7章 一時保護	43
1 基本的な考え方	43
2 保護の方法	43
3 保護人数の想定（必要整備量）	43
4 里親・ファミリーホームへの一時保護委託	45
(1) 目標整備量	45
(2) 確保の方法	45
(3) 一時保護委託に向けた里親家庭の育成（研修計画の策定）	45
(4) 委託の決定にあたっての配慮事項	46
(5) 委託にあたっての支援（支援プランの策定）	46
(6) 年次計画	47
5 一時保護所における保護	47
(1) 一時保護所における保護の定員数	47
(2) 一時保護所の整備等	47
(3) 学習の保障	48
6 整備量を超える一時保護への対応	49
(1) 状況の変化に対応するための予備的な整備の推進	49
(2) 乳児院への一時保護委託	49
(3) 児童養護施設への一時保護委託	49
(4) 他自治体への一時保護所委託	50
7 入所調整	50
8 一時保護における医療体制の確保	50
(1) 確保の手法	50
(2) 緊急の診断のための協力医師の確保	50
9 医療機関への一時保護委託	51
10 配慮を要する子どもへの対応	51
(1) 一時保護所の整備にあたっての配慮	51
(2) 一時保護所の運営にあたっての配慮	52
(3) 障害児の一時保護委託	52

(4) 専門養育家庭への一時保護委託	52
(5) 地域の医療・事業所等との連携	52
第8章 社会的養護	53
1 基本的な考え方	53
(1) 背景	53
(2) 区の方針	53
2 家庭養護	54
(1) 里親認定基準	54
(2) ファミリーホームの認定基準	56
(3) 里親・ファミリーホームへの委託	57
(4) 里親・ファミリーホームの養育力向上への取組み	58
(5) リクルート（人材募集）	59
(6) 里親手当	60
(7) 要保護児童対策地域協議会への参加	60
(8) フォスタリング機関の設置	60
3 施設養護	61
(1) 運営支援	61
(2) 関係機関との連携	62
4 児童の自立支援	62
(1) 自立支援チーム・自立支援プログラムの策定	62
(2) せたがや若者フェアスタート事業	63
5 特別養子縁組	63
6 障害児の社会的養護の充実に向けた取組み	63
(1) 専門里親の拡充	63
(2) 支援・連携の強化による受け皿の拡充	63
7 その他	64
第9章 自治体間の広域調整	65
1 広域調整にあたっての特別区・東京都との協定について	65
2 一時保護所の特別区間の相互利用にあたっての基本方針	65
(1) 一時保護の原則	65
(2) 相互利用の原則	67
(3) 相互利用の実施方法	68
3 里親に関する特別区の連携にあたっての基本方針	70
(1) 子どもの委託先の確保	70
(2) 区内でマッチングできない場合の里親委託	70

(3) 里親が転居した場合の扱い	70
(4) 養育家庭の会に関すること	71
(5) 里親の拡充に向けた取組み	71
(6) 里親に関する事務	71
4 児童養護施設に関する特別区の連携にあたっての基本方針	71
(1) 施設の入所枠の設定・入所措置の方法、支弁事務等について	71
(2) その他	71
5 乳児院に関する特別区の連携にあたっての基本方針	72
(1) 施設の入所枠の設定・入所措置の方法、支弁事務等について	72
(2) その他	72
6 自立援助ホームに関する特別区の連携にあたっての基本方針	72
7 その他の特別区間の連携にあたっての基本方針	73
(1) 特別区間の情報共有について	73
(2) 複数区が関わるケースの対応について	73
(3) 会議体（所長会、実務担当者会等）の設置について	74
(4) 区間の人事交流（派遣、身分切替）の検討	74
(5) 死亡事例や重篤事例、困難事例の検証	74
(6) 関係機関との連携・協力・調整に向けた特別区間の連携	75
(7) その他統一的な対応が必要な事項	75
8 東京都との連携	75
(1) 東京都との広域調整を要する事項と都区協議開始にあたっての特別区の方針	75
(2) その他の連携	77
9 児童養護施設、乳児院の設置についての基本方針	78
第10章 児童相談所・一時保護所職員の確保・育成	79
1 基本的な考え方	79
2 職員配置	79
(1) 職員配置数	79
(2) 開設に向けた人材確保・育成の状況	82
3 児童相談所開設に係る人材育成	83
(1) 庁内を横断した人材育成と配置	83
(2) その他	84
第11章 児童相談所設置に伴う経費	85
1 経費試算の経緯	85
2 試算の結果	85
第12章 その他	87

1	子ども・若者部の体制の見直し	87
2	児童相談所への苦情・不服申立てへの対応	88
	(1) 的な考え方	88
	(2) 研修等の実施	88
<参考1> 世田谷区の児童相談体制の現況		89
1	児童相談所・子ども家庭支援センター	89
	(1) 東京都世田谷児童相談所	89
	(2) 子ども家庭支援センター	89
	(3) 現状	90
2	子ども家庭支援センターの位置づけ	91
3	相談・通告窓口	91
	(1) 相談・通告先の種類	91
	(2) 運用の実態	91
4	夜間・休日の相談対応	92
	(1) 子ども家庭支援センター	92
	(2) 児童相談所	92
	(3) 国	93
5	虐待発生予防・早期発見・対応	93
6	児童相談所の機能	93
7	一時保護所	93
8	社会的養護	94
9	障害児の相談・支援	96
	(1) 児童相談所（都道府県）	96
	(2) 区・総合福祉センター・げんき 等（区市町村）	96
	(3) 障害児の虐待予防と対応	98
<参考2> 用語解説		100
<参考3> 課題（検討項目）の整理		106

第1章 計画について

1 計画の位置づけ

本計画は、児童相談所の開設に向けた目標を設定し、児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針とする。

2 計画の更新（第二次更新）の趣意

区は、この間において、児童相談所や一時保護所、児童相談所設置市事務の運営の検討とともに、児童相談所の開設にあたり必要となる人員数や経費等の算定作業を行ってきた。今般、これらの算定作業の結果が取りまとめられたことから、その結果を踏まえ、児童相談所設置・運営計画案の更新（第二次更新）を行うものである。

<参考> 検討委員会検討経過

この間において、地域に子ども・子育て・若者支援に関する資源が多く、また、地域行政を推進しているという特性を活かした、世田谷区ならではの効果的な児童相談行政を推進するため、外部の有識者や関係機関等を構成員に含めた「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」を設置し、検討を行った。効果的な児童相談行政の推進検討委員会の中間報告は、検討委員会の平成29年度における検討結果をとりまとめたものであり、区に対する施策の方向性や手法についての提言である。

開催日	会議名	主な議題
平成29年 5月10日	第1回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	検討委員会の位置づけ、部会の割り振り、各部会で検討すべき課題
7月12日	第1回 障害児支援体制のあり方検討部会	区民にとって利用しやすい相談窓口・体制
7月24日	第1回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担、子ども家庭支援センターの位置づけ、通告・相談窓口、夜間・休日の相談
8月8日	第1回 社会的養護のあり方検討部会	社会的養護についての基本的な考え方、里親の拡充・支援、児童福祉施設等の退所児童の支援体制
8月28日	第2回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	各部会の検討状況の報告
9月19日	第2回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	一時保護所の整備要件、児童相談所の機能

開催日	会議名	主な議題
10月24日	第3回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	一時保護所の整備要件、児童相談所の機能
11月6日	第2回 社会的養護のあり方検討部会	一時保護所について、社会的養護についての基本的な考え方・体制整備、里親の拡充・支援、児童福祉施設等の退所児童の支援体制
11月14日	第4回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	一時保護所の整備要件、児童相談所の機能、子ども家庭支援センターの位置づけ
11月24日	第2回 障害児支援体制のあり方検討部会	一時保護所について、区民にとって利用しやすい相談窓口・体制
12月12日	第5回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	通告・相談窓口、部会の中間報告案について
平成30年 1月18日	第3回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	中間報告のとりまとめ

※今後の検討委員会の予定

平成31年3月に向けた児童相談所設置市の政令指定の要請の準備等と並行し、検討委員会においては、引き続き平成30年度の検討課題について検討を進める。

平成30年 6月 第4回検討委員会（6月27日開催）
 7～ 9月 第5回検討委員会
 平成31年 1月 第6回検討委員会（最終報告）

【平成30年度の主な検討テーマ】

- ・一時保護委託先の確保について
- ・要保護児童対策地域協議会のあり方の再検討
- ・医師会・各医療機関との協力体制構築について
- ・学校・教育委員会との連携・協力・調整について（要保護児童への援助、非行・不登校児童に対する一貫した援助方策等）
- ・里親会の設置について
- ・里親委託後の家庭復帰に向けた支援策
- ・障害児支援に携わる立場や配慮を要する児童・その家族の視点から見た児童相談所との連携や、一時保護所及び社会的養護のあり方など

3 今後の検討の反映

今回の更新（第二次更新）において確定されていない事項については、引続き検討を進め、次のスケジュール（予定）に基づき、第三次以降の更新において順次反映する。

<更新予定>

平成31年 2月 第三次更新
7月 最終更新

4 本計画の計画期間

- ・本計画は、児童相談所の開設までの目標と、児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針を定めるものであり、児童相談所の開設までを計画期間とする。
- ・児童相談所開設以降については、各年度における児童相談所の事業運営計画を改めて年度ごとに策定するものとする。

5 実務提要

業務の具体的な内容については、計画に定めるほか、実務提要において詳細を定めるものとし、平成30年度・31年度の2ヵ年において、策定作業を行うものとする。

第2章 基本方針

1 基本方針

平成28年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を保障されることが同法の理念として明確化された。

区は、児童相談所の開設に向け、この改正法の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。

2 実現の方策

基本方針の実現に向け、区は児童相談所の開設準備とともに、次のとおり児童相談行政の再構築に取り組むものとする。

- ・ 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政への転換を図る。
- ・ 区は、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うことによって、対処療法ではない、児童虐待予防に重点を置いた施策を展開する。

3 スケジュール（予定）

本計画案に基づき、平成30年度の準備から順次具体化を目指すとともに、組織体制等の検討や、児童相談所設置市（区）の政令指定の要請に向けた準備を進め、平成31年3月頃の政令指定の要請の提出を目指す。

第3章 児童相談所移管後の児童相談行政

1 子ども家庭支援センターの位置づけ

- ・平成16年の児童福祉法改正に伴い、子ども家庭支援センターは、児童相談所とともに、児童虐待通告窓口となっており、また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として地域ネットワークの中核を担うことで、児童虐待に対応する力を着実につけてきた。政令指定都市並みの人口規模を擁する当区において、地域に密着したきめ細かい相談対応を行うためには、今後も児童相談所と子ども家庭支援センターが協働して支援を行う必要がある。
- ・こうしたことを踏まえ、児童相談所開設後も、子ども家庭支援センターは、地域（5総合支所区域）の中核機関として存続し、児童相談所と連携し、児童虐待予防へのさらなる対応を担うものとする。
- ・また、子ども家庭支援センターは、引続き「市町村子ども家庭支援指針」に則り、一般の子育て家庭等の総合相談から子ども虐待事例の在宅支援及び虐待発生予防を主とした支援を担うことを基本とするとともに、保健福祉センターの一員として、センター内の各課や福祉の相談窓口、地域の様々な関係機関と連携し、世帯の包括的な需要に対応する機能の一翼を担うものとする。

2 児童相談所の基本的な機能

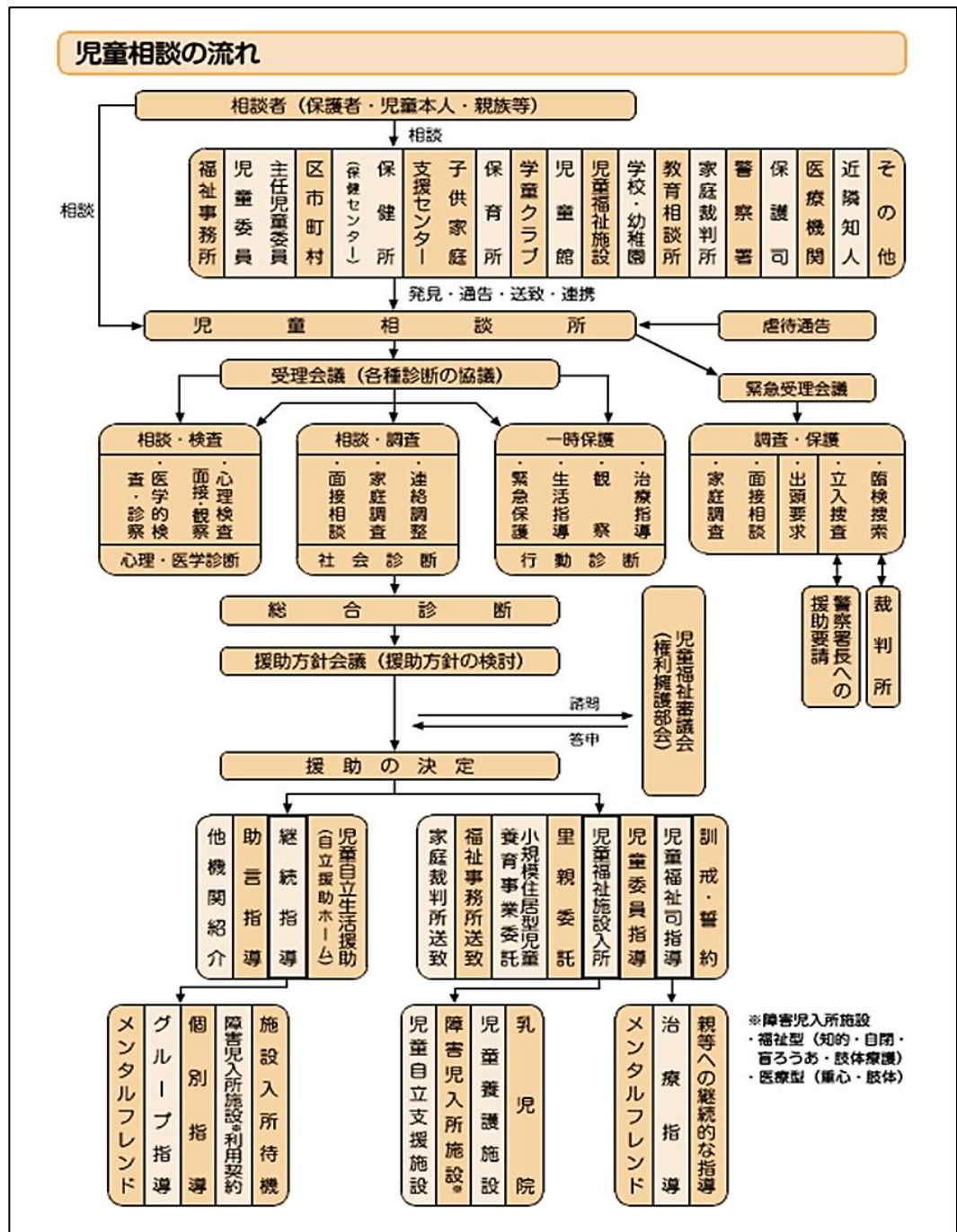
- ・児童相談所の主な業務は、児童福祉法第12条等で次のとおり規定されている。
- ・児童虐待をはじめ児童に関する問題が複雑化・多様化する中で、児童相談所には高度、専門的な機能の充実が求められており、児童相談所と関係機関・施設との役割分担と有機的連携、関係機関・施設に対する技術的支援、専門性の充実のための人材育成、調査研究、機能の活用による地域の児童福祉支援や地域のネットワーク化などを推進していく。

<児童福祉法第12条等で規定されている業務>

- ① 児童に関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応ずること

相談種類	主な内容
養護相談	虐待、養育困難などに関する相談
障害相談	発達障害、知的障害、肢体不自由などに関する相談
非行相談	ぐ犯行為、触法行為に関する相談
育成相談	不登校、性格行動、しつけなどに関する相談
その他の相談	里親希望、夫婦関係など、上記の4つの相談に属さない相談
いじめ相談	上記の5つの相談の一環として行われる「いじめ」に関する相談

<参考>現在の東京都における児童相談の流れ



出典：東京都「児童相談所のしおりー2017年（平成29年）版ー」

- ② 必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行うこと
- ③ 調査又は判定に基づき必要な指導を行うこと
- ④ 児童の一時保護を行うこと
- ⑤ 施設入所等の措置を行うこと

3 子ども家庭支援センターと児童相談所の役割分担

(1) それぞれの専門性を活かした役割分担

子ども家庭支援センターは、「1 子ども家庭支援センターの位置づけ」に基づく役割を担う一方、児童相談所は、強力な法的権限などの高度な専門性を必要とする相談や虐待対応等を担うことを基本とする。

(2) 代替養育、パーマネンシー保障に関する業務の役割分担

① 基本的な考え方

児童相談所と子ども家庭支援センターをはじめとする区の関係所管が協力し、地域資源を活用するとともに、区の支援サービスの充実を図り、養育家庭等を支援することを基本とする。

② 児童相談所の役割

児童相談所は、里親等の代替養育及びパーマネンシー保障に関する業務のうち、措置、解除等の行政行為を担うものとする。

③ フォスタリング機関の整備等との整合

フォスタリング機関等の機能の整備が具体化されるまでの間、次のとおり子ども家庭支援センターと児童相談所は里親等の代替養育及びパーマネンシー保障に関する業務にあたるものとし、平成30年度において、関係機関との意見交換等のうえ、具体的内容を定めるものとする。

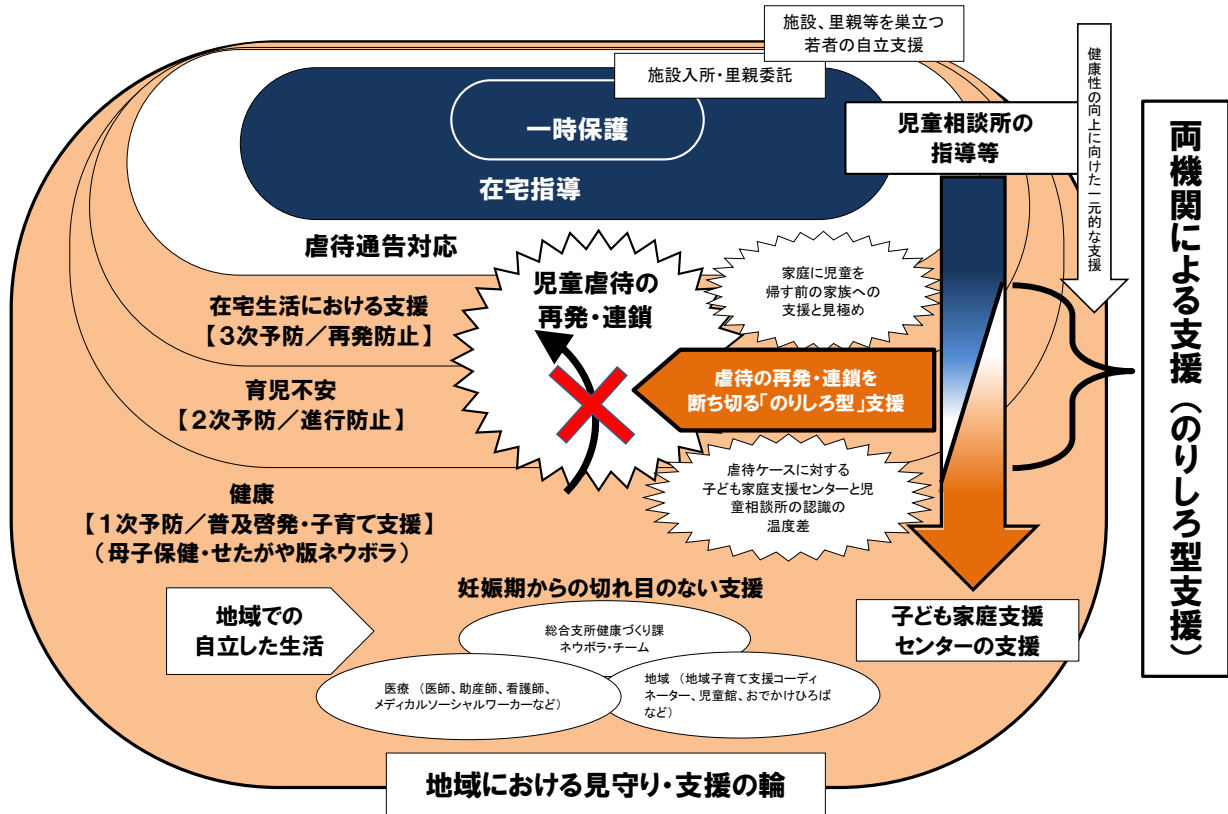
- ・里親・養子縁組に関する業務のうち、里親の相談を受け、家庭訪問をするなど支援に属することは、子ども家庭支援センターと児童相談所の共通の役割とする。
- ・子ども家庭支援センターは、里親等の代替養育及びパーマネンシー保障に関する業務のうち、養育家庭制度の普及啓発にあたるものとする。

※第8章「社会的養護」を参照。

4 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用

(1) 区が目指す「一元的な運用」の姿

地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所は、それぞれが持つ専門的な機能や権限を發揮し、それぞれの役割を果たしつつ、必要に応じて問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」の体制を構築することで、気軽な相談から、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応に至るまでの切れ目のない児童相談行政の実現を目指す。



「のりしろ型」支援のイメージ

子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携の下、必要に応じ、問題の解決まで協働でかわかり、両機関の持つ機能を有効に組み合わせた支援を行います。

